

上海外管局、貿易外貨受払利便化試行をさらに推進

国家外貨管理局上海市分局は 2022 年 6 月 30 日、《優良企業貿易外貨受払利便化試行政策のさらなる効果向上に関する通知》（上海匯發[2022]22 号、以下、本通知）を公布・実施し、エビデンス審査の合理化などの利便化措置を適用する貿易外貨受払試行について、その業務範囲をさらに拡大しました。

上海市では 2019 年 1 月から貿易外貨受払利便化試行が開始され、銀行は、条件に合致する企業に向けて貿易外貨受払時の利便化措置を実施してきました。その後、当初の貿易外貨受払利便化試行を基礎として、2020 年 5 月に経常項目のサービス貿易が試行業務に追加され、2021 年 5 月には、返金および三国間貿易がエビデンス審査合理化の業務範疇に追加されました。

本通知により、試行業務範囲にサービス貿易項目の第一次所得^{※1}（資本項目関連収益の受払は除く）および第二次所得^{※2}も追加されました。また、企業と銀行の取引期間に対する要求を緩和し、原則、試行銀行において経常項目外貨受払業務を 2 年以上継続している場合、銀行宛てに試行企業の申請ができます。

※1 第一次所得：役務提供・金融資産・自然資源の賃貸により取得する報酬

※2 第二次所得：居住者と非居住者間の経常性移転、すべての資本を移転しない移転項目を含む

<本通知の概要>

1. 本試行の概要

- 試行銀行は、推薦する優良企業（試行企業）に対して、貨物貿易/サービス貿易の外貨受払利便化試行を実施し、利便化措置の適用が可能
 - ・ 上記の「サービス貿易」には、経常項目のサービス、第一次所得（資本項目に関する収益の受払を除く）および第二次所得を含む

2. 利便化措置

- エビデンス審査の合理化
 - ・ 銀行は、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則に基づき、試行企業のために貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務を取扱
 - ・ 資金の性質が不明確な業務について、銀行は、企業に関連エビデンス提供を要求
 - ・ 一件あたり 5 万米ドル相当以上のサービス貿易に係る外貨支払について、《サービス貿易等項目対外支払税務備案表》の事後検査での対応可能
- 貨物貿易代金の期限超過など特殊返金業務における事前登記免除
 - ・ 一件あたり 5 万米ドル相当以上で、返金日ともの受取・支払日の間隔が 180 日超、または特殊な事情でもとのルートで返金できない場合、銀行での直接取扱可、所在地の外管局での登記手続は免除
- 貨物貿易対外支払時の輸入通関申告書検査手続の免除
 - ・ 銀行は、試行企業の貨物貿易外貨支払業務が真実かつ合法的であることを確認可能な場合、輸入通関申告書の電子情報検査手続を免除

- 立替金決済または分担業務

- ・ サービス貿易項目の関連関係にない国内外機構間で発生した立替金決済または分担業務、もしくは12ヶ月を超過する立替金決済または分担業務は、試行銀行が真実性・合理性を審査後に取扱可

- その他

- ・ 上海市分局への備案を経た貿易外貨受払利便化措置

※ 試行銀行は、当該銀行が推薦した試行企業に対してのみ試行業務の取扱が可能

※ 試行銀行は、備案方案の範囲内において当該銀行が推薦した試行企業に対して、貨物貿易/サービス貿易外貨受払利便化措置を実施することも、現行の関連外貨管理規定に基づき取り扱うことも可能

3. 試行企業の申請条件

- 原則、試行銀行での経常項目外貨受払業務が2年以上あり、真実の試行業務ニーズがあること※
- 異地の企業（異地のメンバー企業を含む）が本試行に参加する場合、その登録地が試行実行済であること。異地の企業は、正式に試行企業となった後、所在地の外管局分局に書面による備案が必要
- 企業の貨物貿易/サービス貿易の受払構造が合理的であり、資金の受払が合理的かつ安定していること
- 生産・経営状況が安定しており、信用性が高く、法令遵守の状況が良好であること。過去に虚構の貿易取引など異常記録がなく、直近3年に所在地の外管局から処罰を受けていないこと。また直近3年の貨物貿易外貨管理分類が継続してA類であること
- 貨物貿易/サービス貿易受払に関してコンプライアンス遵守の保証措置を備え、試行業務の監督・評価専門職員を配置していること
貨物貿易/サービス貿易受払および取引の真実性・論理性・合理性を自ら証明し、取引経緯を残し、併せて電子的手段を利用した正確な記録・管理が可能なこと
- 堅実な経営や財務の中立性があり、貿易与信・トレードファイナンスに合理性があること、規定に基づき貿易与信などの情報を報告していること
- リスク防止の観点から試行銀行が規定するその他条件を充足していること

※ 財務集中管理を実施しているグループ型企業が試行を申請する場合、上海地区に登録するメンバー企業1社（主幹企業）が試行銀行に統一申請。主幹企業は、原則、試行銀行での経常項目外貨受払業務が2年以上必要。その他のメンバー企業は、グループ内部の財務集中管理に組み入れるが、前述の業務年限要件を充足していなくても可

4. 試行企業の業務管理

- 貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務の真実性・合理性を保証し、併せて検査に備えて取引エビデンスを5年間保管
- 外管局のオフサイトモニタリングおよび検査業務に協力し、関連資料を事実通りに提供
- 試行企業に下記のいずれかが生じた場合、試行銀行は、発覚日より5営業日以内に試行資格を取消
 - ・ 試行銀行の企業に対する定期評価で不合格となった
 - ・ 企業が所在地の外管局からB・C類への降格または処罰を受けた
 - ・ 企業に虚構の貿易取引などの異常な状況があることが発覚した
 - ・ 業務検査において、企業が虚偽のエビデンスを提供していたことが発覚した
 - ・ 企業が所在地の外管局や試行銀行の監督管理に協力しない

※ 銀行側の試行資格が取り消された場合、当該銀行が推薦したすべての試行企業の試行資格は自動的に取消となるが、その他の試行銀行における試行資格には影響しない

※ 異常または規定違反行為により、試行企業の試行資格が取り消された場合、原則2年以内は再申請不可

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。